

## 令和6年9月定例会 福祉保健医療委員会の概要

日時 令和6年10月9日(水) 開会 午前10時  
閉会 午後3時27分

場所 第2委員会室

出席委員 逢澤圭一郎委員長  
千葉達也副委員長  
松本義明委員、藤井健志委員、日下部伸三委員、小久保憲一委員、  
小谷野五雄委員、泉津井京子委員、水村篤弘委員、小早川一博委員、  
井上航委員、伊藤はつみ委員

欠席委員 なし

説明者 [福祉部]  
細野正福祉部長、縄田敬子こども政策局長、岸田正寿副部長、  
武井裕之地域包括ケア局長、鈴木康之福祉政策課長、  
播磨高志社会福祉課長、今井隆元地域包括ケア課長、  
草野敏行高齢者福祉課長、小松素明ねんりんピック推進幹  
茂木誠一障害者福祉推進課長、高橋良治障害者支援課長、  
築地良和福祉監査課長、黒澤万里子こども政策課長、  
菊池陽吾こども安全課長、多久島康寿児童虐待対策幹、  
友田尚武こども支援課副課長

[保健医療部]  
表久仁和保健医療部長、本多麻夫参事兼衛生研究所長兼感染症対策幹、  
野澤裕子食品衛生安全局長、縄田敬子こども政策局長、  
横田淳一健康政策局長、坂行正医療政策局長、  
武井裕之地域包括ケア局長、橋谷田元参事兼生活衛生課長、  
加藤孝之保健医療政策課長、三田一夫政策参与、谷口良行感染症対策課長、  
大熊誉隆国保医療課長、山口達也医療整備課長、千野正弘医療人材課長、  
植竹淳二健康長寿課長、鈴木久美子疾病対策課長、坂梨栄二食品安全課長、  
岡地哲也薬務課長

[県民生活部]  
山口将毅青少年課長

## 会議に付した事件並びに審査結果

### 1 議案

議案番号	件名	結果
第83号	令和6年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）のうち保健医療部関係	原案可決
第85号	埼玉県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第86号	埼玉県児童相談所設置条例の一部を改正する条例	原案可決
第87号	埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例	原案可決
第88号	埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
議第30号	埼玉県こども・若者基本条例	原案可決

### 2 請願

なし

### 所管事務調査

#### 1 福祉部関係

- (1) 放課後児童支援員認定資格事業の在り方について
- (2) 障害児通所支援事業所「こどもプラス東松山教室」の行政処分について

### 報告事項

#### 1 保健医療部関係

- (1) 埼玉県県民健康福祉村の都市公園への変更について
- (2) 順天堂大学附属病院等整備の進捗状況について

【知事議案に対する質疑（福祉部関係）】

松本委員

- 1 第85号議案だが、今回、この個別支援計画の作成ということで救護施設や更生施設について、厚生労働省令が改正されたことに伴うことということで、こうした施設でこれまでどのような支援が行われていたのか。また、個別支援計画の作成が義務化されたことによって、どんな効果が期待できるのか。
- 2 この個別支援計画の作成に関して、作成義務が課されることによって、現状よりも業務量が増加すると考えられるが、施設に対して、計画作成のための支援は何かされるのか。
- 3 第86号議案について伺う。冒頭、部長の方から、条例改正の趣旨であったり必要性については、一部説明いただいたが、改めて、今回、なぜ朝霞児童相談所を設置するに至ったのか。
- 4 朝霞児童相談所を設置することによって、どのような効果が期待されるのか。
- 5 今後、児童相談所の関係は、大変必要になってくるという認識の中で、新たな児童相談所の整備を行う必要性は、資料を付けていただいているが、こういうのも踏まえてあるのか。

社会福祉課長

- 1 救護施設や更生施設では、居宅生活が困難な多様な生活課題のある方、また、高齢者福祉や障害者福祉など他制度では対応できないような方を受け入れて、生活の場を提供するとともに就労支援などを実施している。一方で、救護施設では支援目標が、入所者の生活再建というところにあるので、個々の入所者の状態や意向を踏まえた、きめ細やかな支援を計画的に実施するという必要もある。このため、既に多くの救護施設では自主的に計画策定をして支援を実施してきたというところだが、それぞれの施設で計画の内容に差があるというような課題もあった。そこで国は、個別支援計画の策定を義務化するとともに、個別支援計画の作成プロセスや、策定導入マニュアル等を示すことにより、救護施設全体の支援の質の向上と、業務の効率化を目指すということとしている。また、個別支援計画の策定に当たっては、生活保護の実施機関である福祉事務所と情報共有をすることにより、入所者の地域移行の可能性や、地域移行に向けた取り組み状況なども反映させるということも求められている。こうした救護施設と福祉事務所の連携強化により、入所者の地域移行への取組が促進され、入所者の自立支援につながるということが効果として期待できるというふうに考えている。
- 2 救護施設では、これまでもそれぞれの方法により計画を策定し支援を実施してきたが、個別支援計画の作成義務化により事務負担に一定の増加が見込まれるというところである。このため国では、個別支援計画作成の支援として、国の委託事業として、救護施設、更生施設における個別支援計画の策定導入マニュアルを作成し、具体的な計画策定プロセスや計画に基づく支援方法を示した。また、入所者の地域移行を促進するため、令和6年10月1日から個別支援計画に基づく支援により地域へ移行した実績に応じて、施設事務費に加算する新たな加算制度を設ける。救護施設の場合は、地域移行の実績人数が、入所者数の2%以上の場合に加算が認定されるということであり、こうしたことがインセンティブになるというふうにも考えているので、マニュアルの周知や、加算制度の活用ということを施設の方に働き掛け、支援をしていきたいというふうに考え

ている。

### 児童虐待対策幹

- 3 児童虐待相談対応件数の増加など、本県を取り巻く環境を踏まえて、令和元年度から2年度にかけ10年後を見据えた児童相談所の在り方に関する検討を行った。その中で、10年後も児童虐待相談対応件数が多いと見込まれる地域があることや、所管人口が多いこと、それから職員数が100人を超過する可能性があることなど複数の課題に対応するために、所沢・川越児童相談所管内への児童相談所の新設が必要との方向性が示され、朝霞に設置することとした。そして、令和3年度から基本設計に着手した。
- 4 児童相談所の所管人口については概ね500,000人以下と国の方で定められており、これは所管人口が200,000人から100万人までの範囲が目安になるという趣旨である。来年度、朝霞児童相談所を開設することに伴い、川越児童相談所及び所沢児童相談所の所管人口がいずれも国の示す100万人を下回ることになる。それに伴い、虐待相談対応件数の平準化が図られることが期待できる。それぞれ、児童相談所の所管区域の面積がコンパクトになるので、安全確認等を行う際の移動時間等に係る職員の負担軽減にもつながり、その分を相談対応等に充てることができるため、より迅速かつきめ細かな対応が可能となる。また、一時保護所についても、今回5か所から6か所へと増設するので、これにより、現在と比べて県全体の1施設当たりの入所児童数の減少も見込まれることから、よりきめ細かな対応が可能になると考えている。
- 5 朝霞児童相談所の開設により、先ほど申し上げた100万人を下回るということで平準化が図られることになる。一方で、児童相談所体制を考えるに当たっては、18歳未満の人口が減少していくということなども見込まれる中で、虐待相談対応件数がどのように推移していくかということも見極める必要がある。また、中核市なども児童相談所を設置できることになっているので、その状況も踏まえる必要がある。そのため、新たな児童相談所の整備の必要性については、朝霞児童相談所開設後のこれらの状況等を見極めながら検討してまいりたい。

### 小早川委員

- 1 第85号議案に関して伺います。現状、救護施設に入所している方の入所期間とその割合について確認させていただく。
- 2 先ほど、任意個別支援計画の話があり、ばらつきがあったという話だったが、今までの任意の計画書の課題感を県がどのように捉えていたのか。また、任意の個別計画書と義務化される計画書、この違いに関して説明願う。

### 社会福祉課長

- 1 まず、入所の期間だが、県内の救護施設の平均入所期間は、例えば羽生園では10年未満の方が58%、10年から30年未満の方が33%、30年以上の方が9%ということである。県内の救護施設の平均入所期間は、羽生園で11年5か月、それから育心寮で23年である。
- 2 任意の個別支援計画について、課題があったのかどうかというところだが、これまで多くの救護施設において自主的に計画策定をして、入所者の支援を実施してきた。しかしながら、支援内容やその入所者本人の活動が施設内に限られるということが多く、施設外での就労や求職活動の取組が必ずしも十分でなく、結果として施設に継続入所となるということで、入所期間が長くなるという傾向があった。また、入所期間が長くなる

ことで、より入所者の高齢化が進み、施設の設備は、人員の面で対応が難しくなるというようなこともあった。今後、地域移行という視点が入ってきたので、そういうところも踏まえ、しっかりと支援ができるようにということで取り組んでいくと思うので、私どももそれを支援していきたい。

### 泉津井委員

- 1 埼玉県児童相談所設置条例の一部を改正する条例案の概要について、朝霞児童相談所が設置されることにより、人口割が減るが、秩父に住んでいる方などはわざわざ熊谷まで行かなければならないという現状だと思う。児童養護施設に一時保護委託などをすることで、問題の解消を図るということだが、そもそも児童養護施設自体が、こども家庭庁の予算で補助が見込まれる予定ではあるが、現状職員が足りていない状況だと思われる。児童相談所から遠い場所で急を要する事案などが起こった場合に万全にフォローできる体制など、県としての対応策などを伺う。
- 2 朝霞児童相談所設置により、所沢や川越から朝霞へ職員を異動させるとのことだが、母数の人数が増えてしまうので、職員の負担が増えるのではないかと感じるが、職員数を増やす計画などがあるのか。

### 児童虐待対策幹

- 1 現在、熊谷児童相談所については、所管人口や虐待相談対応件数は、ほかの児童相談所と比較してもそれほど大きな開きはない。一方で、所管区域の面積については、秩父市や小鹿野町までも含むので、ほかの児童相談所を大きく上回っている状況である。そのため、現在、秩父福祉事務所の職員2名が熊谷児童相談所職員を兼務する体制としている。また、現在、児童虐待通告を受理した後に、原則48時間以内に直接子供の様子を確認するというルールに基づき対応を行っているところだが、その際は熊谷児童相談所の職員だけでなく、関係機関等と連携しながら対応しているところである。現時点で、特に熊谷児童相談所の対応が遅れているという認識はないが、所管区域内の移動距離が遠いことにより、緊急対応に遅れが生じてしまうことのないよう、今後も市町村や警察などの関係機関と連携・協力しながら、児童虐待の早期発見・早期対応に努めてまいる。
- 2 今回の朝霞児童相談所の開設に伴い、県全体の人口や虐待相談対応件数が増加するわけではないので、朝霞児童相談所が新たに所管することに伴って平準化され、所沢と川越児童相談所の所管人口が減ることになる。そのため、所管人口を踏まえて配置されている児童福祉司等については、単純な増員ではなく定数を再配分するということが基本的な考え方になる。この平準化に伴い、職員一人が受け持つ案件に大きな変化はなく以前より所管する地域はコンパクトになるといった面もあるので、直ちに職員の負担が増えるという認識はない。一方で、さいたま市を除く令和5年度の児童虐待相談対応件数などは前年度より増加している。また、児童相談所全体では、現在、特に児童福祉司については欠員が生じているので、今後増員は必要であると考えている。

### 伊藤委員

- 1 第85号議案、保護施設等の条例改正について、個別支援計画の作成者は、どういう資格の人が作るようになるのか。
- 2 個別支援計画を作り、それを検証する体制というのは、どういうことになるか。
- 3 第86号議案について、先ほど、一時保護所が1か所増えて6か所になるという答弁だったが、現在の定数に対する入所率、そして6か所に増えるに当たって入所率はどの

程度になるのか。

### 社会福祉課長

- 1 計画作成は、施設の生活指導員が作成をする。
- 2 検証の部分については、具体的な手順としては、計画策定に当たりアセスメントを実施して、計画を策定する。その後に、実際の支援を行う中でその振り返りをしてモニタリングを行うので、このモニタリングの部分が個別支援計画の検証ということになるというふうに考えている。具体的なモニタリングの内容としては、個別支援計画に基づく支援により、入所者のニーズがどの程度充足されているかとか、新たなニーズが生じていないかとか、今後の対応等をどのように進めていくかというところの振り返りを行うということになっている。

### 児童虐待対策幹

- 3 平均入所率は、令和4年度が101.8%、令和5年度が88.0%となっている。令和6年度についてはまだ出ていない。今回、朝霞児童相談所にも一時保護所を新しく設置するので、定員が県全体で150人から180人と30人増員されることになる。これに伴って入所率がどうなるのかというのは、現時点では見込みがなかなか立ちにくいところであるが、今年度の状況や来年度設置後の入所率の状況を見極めて、対応について考えていく。

### 伊藤委員

個別支援計画の中で検証するというモニタリングというふうに答弁をされたが、そのモニタリングというのは、その施設内においてチームを組んで検証するということよろしいか。というのは、今までも支援計画は、義務付けてはいないが作っていたと思うが、この中でも、多分モニタリングというか検証はしていたと思うが、それは義務になってもその体制は変わらないという、例えば福祉事務所と連携をしながら検証していくとか、そういう体制がプラスされるのかどうかという点をお伺いしたい。

### 社会福祉課長

基本的な体制の部分については、施設内で行われるというところは同じである。ただ、地域移行の視点が入ってくるという中で、福祉事務所との連携ということも強く言われるようになっているので、福祉事務所の援助方針を踏まえたものというところや福祉事務所と協議をしながらというところで、福祉事務所の視点も入っていくというところがある。

### 井上委員

第85号議案に関して確認する。この9月定例会の調査日を利用して、私ども会派では羽生園に伺わせていただいた。お話を伺っていくと、今回の義務化でやることは大きく変わるわけではないということ。入居者の方のために精一杯やったださっているということも分かった。その上で、先ほど質問の答弁の中であった、地域移行、これを2%以上果たしたときにインセンティブが発生するということがあったが、例えば、羽生園であれば104名の定員、これの2%っていうと2ないし3名ぐらいである。実際にお話を伺うと、いつからいつの期間っていうその期間の話聞きそびれたが、直近で言うと、やっぱり地域移行がかなった方って、男性1名女性1名これくらいだった。地域移行のインセンティブと言うが、なかなかそれは難しいのではないかなというふうには思っている。今回、

この県条例の方で変えていくということも踏まえて、やはり、いつかはその地域移行になげられればというのは県も同じだと思うが、そこに向け、どういったそれぞれの施設に対しての支援、県としての立ち位置、そういったものを確認したい。

### 社会福祉課長

地域移行については、福祉事務所との連携ということが言われている。そういった意味では、福祉事務所の方針と一体的に支援をしていくということが出てくると思うので、そういったところの中で、私どもはしっかりと支援していきたいというふうに考えている。

---

### 【知事議案に対する質疑（保健医療部関係）】

#### 松本委員

- 1 第83号議案の補正予算であるが、今回の実証実験ということだが、新生児マススクリーニング検査の対象疾患2疾患を追加するということが追加する2疾患というのはどういう病気なのか、また検査することで、どのような効果があるのか。
- 2 新生児マススクリーニング検査で陽性となってしまった場合、県内でこれを治療することができるのか。さらに、新生児のときにこの治療することの効果的というところだが、検証はされているのか。
- 3 第87号議案の医師育成奨学金貸与の関係の条例だが、今回の改正の前までのところで、これまで離脱した人は何人いて、その割合というのは、どの程度なのか。
- 4 年10%の利率というのは、他都道府県と比べて適正なのか。
- 5 金利を設定することで応募倍率が減ってしまうというような懸念はされないか。

#### 健康長寿課長

- 1 まず、一つ目の重症複合免疫不全症であるが、こちらについては免疫不全により、感染症を繰り返す病気である。50,000人に1人の割合で発症すると言われている。続いて2点目の脊髄性筋萎縮症であるが、こちらは、全身の筋力が低下する遺伝子疾患で、20,000人に1人発症すると言われる病気である。いずれも治療しないと乳児期に亡くなる病気である。重症複合免疫不全症であるが、こちらの方は骨髄移植や臍帯血移植により根治することが可能となっている。また、脊髄性筋萎縮症であるが、こちらは、遺伝子の治療薬により、運動機能の改善が見込まれるものである。こちらの効果については、これらの疾患は発症しても疾患名が確定するまで時間がかかり、その間重症化するおそれがあるものである。この検査の実施により、生まれて間もない時期に新生児に負担が少ない簡易な検査で疾患を発見し、早期治療により、発症や重症化を未然に防ぐことが可能となるものである。
- 2 こちらの2疾患については、県内での精密検査から治療までの体制が確立している。マススクリーニング検査で陽性となった場合は、疾患の有無の確定のために精密検査を行う医療機関へ受診を勧めるが、その精密検査の結果、疾患が確定すると治療が行われるものである。精密検査及び治療の医療機関は、重症複合免疫不全症については、精密検査は埼玉県立小児医療センター、防衛医科大学校病院、あと、治療については、埼玉県立小児医療センターで行うことが可能となっている。続いて、脊髄性筋萎縮症の場合であるが、5医療機関全てで精密検査及び治療を行うことが可能であり、具体的には埼玉県立小児医療センター、埼玉医科大学病院、埼玉医科大学総合医療センター、獨協医科大学埼玉医療センター、埼玉県済生会川口総合病院の5病院で治療が可能になってい

る。また、こちらの2疾患については、国の方で検査体制が確立し、治療が見込まれるという疾患を2疾患選んで今回実証事業に選んだということである。

### 医療人材課長

- 3 医師育成奨学金の離脱の状況は、令和6年8月末現在であるが、これまで奨学金を貸与した528人のうち、18人が離脱し奨学金を返還している。離脱した人の割合は約3%という状況である。
- 4 厚生労働省は、適切な金利を設定することを条件としているが、具体的な利率については定めておらず、自治体で設定することができる状況である。このうち、38都道府県で10%を設定しており、多くの自治体で同様の設定をしていることから、本県においても、ほかの自治体と足並みをそろえて10%とするものである。
- 5 近年の入試倍率を調査したところ、金利を設定しているほかの自治体で、応募者が大きく減少している状況は見られていない。金利の有無が志願者数に与える影響は大きくないものと考えているところである。

### 松本委員

離脱者の割合18名、3%という答弁を頂いたが、この18名、3%の離脱の理由はどいうところと把握しているのか。今回、10%にしても減ることはないが、この離脱していただかないようにというのがすごく重要だと思うが、県内医療の医師不足の関係であったり、特定の診療科でしっかりと活躍していただきたいという意図の中で、どのような理由なのかっていうところを把握しているのか。また、検証はされているのかという部分を再度お答えいただきたい。

### 医療人材課長

離脱の理由としては、まず、大学卒業後の方は家庭の事情等により、県外での勤務を希望する方が多い状況である。こちらは、結婚であったり、出産であったりということで、埼玉県での勤務が難しいというような理由である。また、在学中の方については、所定の留年の制限を超えてしまい退学となる方が多くて、それが主な理由という状況である。

### 小早川委員

- 1 第83号議案に関して、今回の全新生児に対象拡大をしてということで、これまでも実施をされていたというふうに認識をしているけれども、これまでの状況、その検査の制度について伺う。
- 2 全新生児を対象ということで、対象者への検査の案内方法、また、どれぐらいの新生児の検査を想定されているのか。

### 健康長寿課長

- 1 4月から拡大実施をさせていただき、今現在8月までの実績の数字が、4,334件であった。精検となった件数は0件である。精度管理については、国の方からは、検査機関における精度管理が求められているので、検査機関の方で精度管理を行うということになっている。
- 2 予算としては、9月以降想定しているのが22,200件を想定している。案内方法である。こちらについては、入院している妊婦の方に、個別に医療スタッフの方から御案内する。

## 泉津井委員

- 1 第83号議案の方であるが、こちらの新生児マススクリーニング検査の方で、さいたま市の方は政令市なのでこちらは対象外ということでお伺いをしているが、さいたま市以外で分娩をすればこちらの検査の対象となるとお伺いした。そもそもこの検査について、知らない方もいると思うが、県としてどのように周知を図っているのか伺う。
- 2 第87号議案の埼玉県医師育成奨学金貸与条例の件である。こちら、先ほど松本委員が質問され、今までに528人に貸与して18人が離脱をしたと伺ったが、こちらの理由の中の一つとして、そこには、途中で全額奨学金を返済され、この制度自体をやめてしまう方もいらっしゃると思うが、こちらは県として、ほかにどのようなフォローを対象者にしていくのか。

## 健康長寿課長

- 1 そもそも、新生児マススクリーニング検査の情報については、妊婦の方が自治体に妊娠届を提出した際に交付される母子健康手帳により記載している。また、分娩取扱機関において、医療スタッフの方から個別に御案内をさせていただいているところである。
- 2 疾患の検査については、20疾患の検査と同時に実施するので、20疾患の検査の案内と一緒に2疾患についても、分娩取扱機関から個別に案内し、丁寧に説明するように依頼はしておるところである。また、県においても、2疾患の検査を県で実施していることについて、県のホームページ等で周知を図ってまいりたいと考えている。

## 医療人材課長

- 2 まず、離脱防止対策として、義務年限中のキャリア形成に親身になって相談に乗るとのこと。また、県の医療現場の現状や、県内で勤務する意義や魅力というものをきちんと認識してもらうことが重要と考えている。具体的には、県が委嘱した医師の方がコーディネーターになっていただいているが、このキャリアコーディネーターが貸与者と面談をして、個々の希望に応じたキャリアプランを作成したり、あるいは、臨床研修合同説明会の開催や専門研修プログラム特設ウェブサイトなどを通じて、キャリア形成に役立つ情報提供しているところである。また、県や大学主催の交流会においても、医学生や大学担当者と情報交換を行っているところである。今後とも貸与者の疑問があればすぐに相談できるような関係を構築して、離脱防止につなげていきたいと考えている。

## 伊藤委員

- 1 第83号議案について伺う。現在も、このスクリーニング検査を実施していると思うが、新しく二つの病気検査がプラスすることによって、検査ができる医療機関数は変化するのか。
- 2 実際に、この検査を受けるときの個人の費用負担は幾らなのか。
- 3 検査結果で疑いがありというふうに出た場合の、再検査の費用、個人負担について伺う。
- 4 第87号議案について、条例改正に伴って、国の財源を活用する分、予算が浮くというかできるわけだが、その分、新年度は奨学生の応募できる人数の拡大も実施する予定があるのか。
- 5 離脱防止のためのほかの方策を今回は検討されたのか。
- 6 条例の第10条に債務の裁量免除について明記をされている。その中には、知事は奨

学金の貸与を受けた者が死亡したとき、又は災害、疾病その他やむを得ない理由により、奨学金の返済ができなくなったときは、奨学金の返済の債務の全部又は一部を免除することができる。災害や疾病やその他やむを得ない理由、全部免除と一部免除の規定は、どのように内規、規定をされているのか。

7 第88号議案、水道技術管理者について、自治体以外の水道事業団体の意見の聴取は今回の改正に当たり行ったのか。

### 健康長寿課長

- 1 2疾患の検査は、これまで2疾患に係る検査の実績を有する検査機関に委託して対応していたが、既存の20疾患の検査を実施している県立小児医療センターで検査できる体制が整ったので、さいたま市を除く全産科医療機関等で出生した新生児を対象に検査することが可能になった。検査できる医療機関等の数は、25から86に変化している。
- 2 個人の費用負担は、公費で負担するのは検査費用であり、採血に係る採血料は保護者の方の負担になる。金額であるが、医療機関等により様々であり、幾つかの分娩取扱機関に金額を確認したところ、2,500円から3,000円前後という情報もある一方、出産等費用に含み、採血料として把握できない場合等があった。
- 3 検査で陽性となった場合の精密検査の費用だが、スクリーニング検査の結果陽性となり、疾患の有無の確定のために精密検査が必要となった場合、精密検査を行う医療機関への受診を進めることになる。精密検査を受検する場合の費用は、基本的に保護者の負担となるが、精密検査の場合は保険適用となり、自己負担分については子ども医療費の支給対象となるので実質的な負担はない。

### 医療人材課長

- 4 条例改正に伴う貸与枠については検討中の状況である。貸与希望者は毎年増加しており、より多くの方が利用できるよう検討を続けていきたい。
- 5 先ほども、申し上げたとおり、県が委嘱したキャリアコーディネーターが貸与者と面談をして個々の希望に応じたキャリアプランを作成すること。あるいは、臨床研修合同説明会や専門研修の特設ウェブサイトなどを通じて、キャリア形成に役立つ情報を提供すること、あるいは、県や大学主催の交流会において、医学生や大学担当者と情報交換等を行っていくということである。また、まず、多くの応募者については、県のこの奨学金制度の趣旨をよく理解して、県内の義務従事を果たすという役割をよく認識して応募していただいているところではあるが、やはり離脱防止という観点から、そういう応募者に対して、よりこの制度についてよく周知を徹底してまいりたいと考えている。
- 6 制度から離脱する場合には、その理由について詳細を伺い、全部免除及び一部免除に該当するかは個別に審査した上で決定をしている。また、家計の急変が、その他やむを得ない理由に該当するかについては、同様であるが、慎重に審査を進めている。また、災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められるときには、返還の債務の履行猶予というような制度もあり、こちらを活用いただける可能性もある。こうした制度も検討いただきながら、できるだけ離脱とまらないような対応をしまりたいと考えている。

### 生活衛生課長

- 7 今回改正を予定している条例の適用を受けるのは、県が設置する専用水道のみとなっている。具体的には、県営上尾シラコバト団地及び埼玉県立名栗げんきプラザの2施設

のみである。このたび、改正された政省令を踏まえた条例改正案については、先んじて、この二つの施設の関係者に意見を聴取したが、特段の意見等はなかった。

#### 伊藤委員

第87号議案について、先ほどの第10条の債務の裁量免除についてのところだが、家計急変もやむを得ない場合であるとか、本人の病気であるとか、意図しないところでの離脱の場合の基準だが、その規則の中では明確には定められてはいないということだと思うが、その中で慎重に審査をするという、基準がない中での慎重審査というのはどのように行われるのか。

#### 医療人材課長

審査については、その離脱する方の事情や理由などを丁寧にお伺いをして、その全部免除あるいは一部免除に該当するかどうかを個別に審査をさせていただくという状況で審査をしている。

#### 伊藤委員

それは誰が最終的に判断をするという、第10条には知事はということになるが、審査をするのはどの機関で審査をされるのか。

#### 医療人材課長

実際に審査をするのは医療人材課の中で、そういった審査をしている。

#### 伊藤委員

実際に審査をするというのは非常に難しいというふうに思う。事情を聞けば、何とかしてあげたいと思うのが担当課としても心情なのかなという反面、例えば、家計急変で年間1,000万円の所得があった方が、実は200万円になってしまったとか、そういう一定の基準がないと決定はできないのではないかというふうに思うが、今までそういう事例がないということだったと思うが、今後それが無い、0%という確率はありえないというふうに思っている。今回の条例改正は、年利が10%と。他県もそうだから10%ということ自体が、通常の奨学金で言えば年利10%は、非常に高いというふうに思う。よって、ここの規則を定める予定があるのかどうかも含めて、基準について、もしもの場合はどうする、内規とか決めていく検討があるのかどうかも含めて伺う。

#### 医療人材課長

内規というような形で個別というか一律に規定することは、非常に難しいと考えており、対応としては、やはり一つ一つ個別の状況を丁寧にお伺いして、対応を決定してまいりたいと考えている。先ほど申し上げたとおり、家計急変とかその他特別な事情などに該当する場合には、返還猶予という制度がある。これは一定の期間返還とかを猶予できる規定があるので、そういった制度なども活用の可能性があるので、そういったところも可能かどうかなども含めて、離脱防止を図りつつ対応してまいりたいと考えている。

#### 伊藤委員

全部免除というのは、御本人の死亡、それ以外にあるのか、今のところ。

## 医療人材課長

御本人死亡されたということで免除になった事例は、今までに1件ある。

## 小久保委員

第87号議案埼玉県医師育成奨学金貸与条例改正についてである。今回の改正で、お話によれば離脱後翌月末日までに、臨床研修開始日から返還事由が生じた日までの日数に応じて年10%の利息付した元本の一括返還を義務付けるというお話である。現在、加えて、納付期限を設けて年14.5%の延滞利息も設定されている。つまり、就業期間に応じた元本の軽減措置がなく、最大1,440万円の一括返済が翌月末日までに求められるとともに、実は違約損害金として就業日数に応じた通告翌月末日までに一括払いが義務付けられることになっている。例えば、大学3年時終了後に退学して返還が発生して、納付期限後1か月以内に返還できない場合、返還額と延滞利息合わせて、8,273,000円の一括払いとなる。また、大学卒業後制度離脱で返還が発生し、同様に返還ができない場合、18,708千円の一括払いが求められることになる。これ、学生にとっては、離脱防止のための経済的制裁を科すことにもなるかと思う。その場合に、例えば、本人の責めに帰すことが困難なやむを得ない理由、あるいは、就業期間に応じた元本及び利息の分割払い、そして、お話にあった一部免除、全部免除を含めたこれら負担軽減措置について、今後の課題として、検討すべきと考えるが、これについて部長の見解を伺いたい。

## 保健医療部長

ただいま御指摘いただいた点、いろんな種類やむを得ない理由の件、分割払いの件、先ほど医療人材課長から答弁させていただいたが、個別具体的にそういう事例があったときは相談に乗るので、その相談の中で対応してまいりたい。

---

### 【知事提出議案に対する討論】

#### 伊藤委員

第87号案について討論をする。制度離脱防止を理由に利息を付すという内容だが、返済免除や一部免除の要件が規定されていない中で、年利息10%は余りにも重過ぎる。家庭の事情や本人の体調など、何が起こるか分からない。医師確保は、本県にとって重要な課題ではあるが、個人の意図しないものへの対応は、規則で明確に定めておく必要がある。よって条例改正には反対を表明する。

---

### 【所管事務に関する質問（放課後児童支援員認定資格事業の在り方について）】

#### 小久保委員

本県では、放課後児童健全育成事業に従事する放課後児童支援員として必要な知識技能を補完するため、必要な知識技能の習得と考え方や心得を認識してもらうことを目的として、放課後児童支援員認定資格研修を実施し、本年度も県内市町村を窓口として振り分けられた16会場で行っている。令和6年度当初予算では、委託料として昨年度同額の1,369万2,000円を計上している。同研修については、延べ4日間、16講座を開講しており、全会場で有料のテキストが使われている。まず、この研修事業だが、県主催のものである。よって、ここでの研修内容というのは当然、県の公的な情報である。そこで、伺う、この研修で使用される講師作成のテキストだが、これまで県は監修を行ってきたの

か、仮に行っていないということであれば、ファクトでない誤情報、あるいは講師作成のテキストで私見を述べている場合、県は受講者に対してどのように、ファクトを周知しているのか。

### こども支援課副課長

まず、テキストだが、放課後児童支援員認定資格の研修の際に、講師は国が指定しているテキストを基本的には使っているが、今回、副教材ということで、研修の理解を促進するために講師が独自に作成しているものであり、大学教授などの各分野の専門的な知識を有する方が作成したということで、内容の確認が十分でなかったということはある。今後、ファクトでない事実について修正し、県のホームページに掲載をするほか、現在受講されている方に関しては、放課後児童クラブ等を経由するなどにより、差替えをしたい。

### 小久保委員

事実関係で申し上げますと、実は令和4年度以降、県はこのテキストについて委託料として支出しておきながら、確認していない。今後監修するという話と私は思っているけれども、私も先日この研修を受講している。この放課後児童支援員の特に処遇改善についても書かれているが、明らかに誤情報があった。具体的に申し上げますと、本来県が予算化をしているこの放課後児童支援員の処遇改善について、記載漏れ・更新漏れ・内容誤り・また講師の私見による誤解を招く表現等が散見された。

- 1 県では過去の研修を含めて、これらファクトでない誤情報の有無を確認しているのか。
- 2 令和4年度から令和6年度現在まで、実は延べ2,361名の受講者がいる。これらが誤情報である以上、受講者に対して今後県としてどのように対応するのか。

### こども支援課副課長

- 1 委託先と県とで、ほかの講師の資料も含めて全て確認をしているところであるので、それによって間違い等があれば対処していきたい。
- 2 今後、既を受講された方に対しては、繰り返しになるが、放課後児童クラブ等を経由するなどにより資料の修正を送付したり、県のホームページに正しい資料を掲載して周知に努めていく。

---

## 【所管事務に関する質問（障害児通所支援事業所「こどもプラス東松山教室」の行政処分について）】

### 松本委員

報道にもあるとおり、この当該事業所による不正受給、不正請求があり、指定取消がされた。そして、この事業所を運営する法人に返還義務が生じているが、その支払能力がないために返還が不可能な状況に陥っている。この返還をするに当たって、国・県・市それぞれ割合がある中で、市町村からもこのサービス料の返還が生じることになり、市町村の負担というの大きいものである。今回の事業所の事案では県内17市町の自治体にまたがって返還義務が生じている状況にある。市町村では、通常業務を行っている上では監査に行くということもない中で、施設の状況がなかなか把握しづらい状況にあり、そういった状況にあっても、今回のような返還が生じているというような事態、更にこういった事態が発生したことを鑑みて、お伺いしたい。

- 1 そもそもこの事件が発覚した経緯は、どのようなもので、県として監査等でどのよう

に対応してきたのか、実態の報告をお願いする。

- 2 同様の事案がほかの都道府県で発生した場合の対応状況はどのようなものなのか。
- 3 通常、監査の権限がなかなか及ばない市町村にとっても、この返金義務が課されているのは負担が重いものとする。その負担割合の権限の問題などを県としてはどのように考えるのか。特に、今回のように17市町のうち自分の市町に施設がないという状況もあるので、そういった実態的にこの市町村に対してどのように取り組んでいくのか。
- 4 今後も同様の事案が発生するということが懸念されるという中で、再発防止策を含めて、県としてはこれからどのように対応していくのか。

### 障害者支援課長

- 1 経緯であるが、令和5年の8月に、坂戸市から県の方に児童が欠席している日に出席したことにして不正請求している事例、いわゆる水増し請求が疑われる事例があったということで報告があった。これがきっかけになっている。そこで、県が法人の代表者に確認したところ、当初は事務的な請求の誤りということで説明をしていたが、最終的に、令和6年の3月、法人の代表者が不正請求を認めたという経緯になっている。このため今年4月9日に特別監査を行い、その結果、令和元年10月分から令和6年2月分までの4年5か月にわたり、総額で概算だが約3,000万の不正請求があったということを確認した次第である。なお同法人が、令和4年3月末まで別の坂戸教室という事業をやっており、こちらについてはどうなんだということで確認したところ、同じように不正をしていたということで話があり、こちらについては、調査をしたところ、平成30年の1月分から令和4年3月分までの請求において、総額概算だが約3,400万円の不正があったということを確認した次第である。こちらが経緯と対応状況である。
- 2 ほかの都道府県に確認をしたところ、本事案と同様で、給付費を支給している各市町村では事業者に対して不正受給額の返還を求める、これはやっているが、市町村の方から国や県に対して過大に交付された負担金を返還しているということであった。この取扱いは、児童福祉法や所管しているこども家庭庁からの通知に基づく全国一律の仕組みで、国に改めて確認をしたところ、ほかの都道府県においても例外的な取扱いはしていないということであった。また、地方自治法の規定で市町村に対しての債務を免除する規定はないので、都道府県においても免除していないという状況である。なお、県で把握している令和2年度以降に不正受給請求を事由とする処分を受けた全国の12例について確認したところ、やはり国や県に返還をしているものの、事業者から返還を受けていないというような事例が2例ほどあったことを確認している。
- 3 最初に負担割合についてだが、支給決定を受けた障害児が、障害児の通所支援事業所からサービスの利用を受けたときに、市町村がその利用に要した費用を支給するというのが児童福祉法の規定になっている。このため市町村は、事業者が毎月請求する報酬請求、こちらを国保連合会の方で一次審査をしていただいた後、市町村が二次審査という形で確認をした上で、各事業所の方に支払いをしているという流れになっている。法律の規定上、利用者が放課後等デイサービスなどのサービスを利用した場合の費用として市町村が支払った額については、その額の2分の1を国が、4分の1を県が、残りの4分の1を市町村が負担するという規定になっている。今回、国に確認したところ、市町村が支出した額のうち今回のような事業所の不正分に相当する額の取扱いだが、本来、市町村が支出すべき対象とならない、そういう額に当たるということで、結果的に国や県が過大に負担をしているという状態になっているから、事業所からの返還があるとかないとかにかかわらず、これを是正するために市町村に返還を求める取扱いである、と

いうことで説明をいただいている。ただ、こういう話を聞くと、市町村の立場からすると、このような取扱いは市町村の負担が大きいことから、県としてもこのような取扱いは見直しが必要ではないかなというふうに考えている。県の権限であるが、児童福祉法に基づき事業所の指定や、事業者に対する助言、指導、監査、そういったものを行っている。また、設備や人員、運営等の基準があるがこれを満たさない事業者については、指導に従わせるための勧告、命令、重大な基準違反や悪質、不正な違反などがあつた場合には、今回のような指定取消の行政処分を行うという、そういう権限を持っている。一方で、市町村には確かに事業所の指定の権限はないが、児童福祉法の規定の中には障害児通所給付費、いわゆるお金の支払に関して必要がある場合には、事業所に対して報告や文書の提出を求め立入検査を行うという権限があると規定されている。県としては、過去にも県内の事業所で不正請求があつた際に、やっぱり市町村に事業者から返還がされなかったような事例があり、その際には県の方から各市町村に給付を適正に支給するという観点から実地の指導を検討していただきたいということで通知しているが、なかなか進んでない現状というふうに認識している。また、施設が自分の市内にないときに、なかなか外の事業所の調査ができないのじゃないかということで質問をいただいたが、こちらについては、ほかの市町村に所在する事業所であっても、一応調査的には問題なくやることができる。そのため、虐待なんかが発生した事案のときも同様のことはやっているの、同じような対応をしていただくことが可能なんじゃないかなというふうには考えている。

- 4 今回の事例もそうだが、やはり市町村に寄せられる意見とか情報、それから相談支援事業所の中に事業所の運営に関する情報が入ってくる。県としては、そういう事業所とか、市町村からの情報収集に努め、関係者や利用者からの不正が疑われるような情報提供が寄せられた場合には、丁寧に聞き取りをし、早期の確認調査につなげていきたいというのが、まず第1点目である。それから後は、これは市町村へのお願いということで今後改めてやりたいが、市町村にも、先ほど紹介したように、児童福祉法に基づき障害児通所支援事業所に対する調査権限があるので、疑義のある事案については積極的に調査をお願いしたいということで働き掛けをしていきたい。特に事業者の作成する、サービス提供実績記録票という資料があるが、こちらの方には利用した保護者の方がサインをすることにもなっているの、自治体によってはそういう資料を提出させて不正受給を防止しているというお話を聞いているところもあるので、こういう情報を提供しながら再発防止に努めていきたい。最後に、国の制度の関係であるので、今回の案件も踏まえ、不正受給等の事案で市町村が事業所から返還が難しい場合であっても、国及び県への返還が必要とされ、その負担が大きいことについては全国共通の課題というふうに認識しており、県としても、ほかの都道府県と連携しながら、引き続き国の方に制度の見直しを働き掛けていきたい。なお、今回の要望に関して、当事者が市町村ということになるので、直接現場の生の声を届けることも重要なんじゃないかなと考えており、今後は、市町からも声を上げていただけるように伝えていきたいと考えている。

### 福祉監査課長

- 4 再発防止など県としての対応のうち、監査に関することについて説明をさせていただく。通常の監査というのを今、運営指導という言葉で言っているの、運営指導と答弁するが、福祉監査課が当該事業所に対して運営指導を行ったのが令和元年10月9日であり、不正請求はその経営の運営指導が終わった直後から始まっていたことから、不正請求が始まった後に運営指導に入っていれば、その時点で把握できたのではないかなという

ふうに考えている。本県では児童発達支援、放課後等デイサービスが毎年大幅に増加しており、本年度から課内の職員の配置を見直し、障害者施設の担当職員1名増員をし、運営指導の実施頻度の向上に現在取り組んでいるところである。特に児童発達支援・放課後等デイサービスの運営指導に重点的に取り組み、本年度は対象施設の半数以上の運営指導の実施を目標にしており、このことによって今後は国の基準である3年に一度の頻度での運営指導を安定的に継続していきたいというふうに考えているところである。頻繁に県が事業所に立ち入ることで、運営指導を実施し、こうした不正を未然に防いでいけるように努めてまいりたいと考えている。

## 松本委員

再質問させていただくがその前に、やはり実態としてという部分が大事だと思う。今、市町村もというお話もあった。しかしながらやはりこの事案、このような同様の事案は、埼玉県でも、もう1億円を超える事件が起こった過去もあり、今のような対応策で今後対応できるのかという大変不安と、私はこのままでは駄目だという認識の中で伺う。今回、所管事務調査がこの案件なので、この案件に絞らせていただくと、そもそもこの事件が発覚したのは、坂戸市役所に保護者の方が言って、そこが合わなかったから初めて発覚したというものである。これは、もう全く運営指導が効いていなかったという事実であるし、もしそれが伝わっていなければ、今も行われたかもしれないという危惧がある。もっと言うと、時系列的に今回の事件を申し上げますと、この法人は、一昨年坂戸で同様の事業をやっているところがやめていると。それが、そのときにどういう状況だったのか経営状況ともしっかりとチェックすれば、そのときにもチェックできたのではないのかという認識を私は持っている。そのときから、もう運営が回らなくなってという状況がもう過去、そして振り返ってみれば坂戸教室も同じような不正があったと、結果として6,500万円近い不正請求があったというようなことが、分かったと。

- 1 この体制の在り方、一つ目の質問に再度だが、県として、やはり今の仕組みを見直さなければいけないと思う。3年に一度、人員増やすと言ったが、それでも足りないぐらい、やはりこの監査というのは、今ある事業所、かなりの数があるので、もう何年も入っていない事業所ばかりという状態を放置していいのかという中で、この監査の体制を改めてどう考えるのか。
- 2 この事案で、市町村との関係である。今回17市町にまたがっている。今回、やはり25%は市町村の負担というのは、今の法律上、そうなんだというようなのは理解したが、返金をすぐに市町村に求めるというやり方について丁寧な対応が私は必要だと考える。なぜなら、やはり許認可しているのは県であるし、通常の監査がなかなか児童福祉法であると言っても、なかなか今の実態と合っていない現状がある中で、今後、この17の市の人たちに対して、どのようにこの案件に対して対応されるのか。これはなかなか難しい課題なので、部長から御答弁いただければと思っている。

## 福祉監査課長

- 1 何年も放置している状況というのは大変問題だということは全く私もそういうふうに考えており、先ほど答弁申し上げたとおり、本年度から課内の職員の配置を見直して職員を1人増員させていただいた。ただ、それだけではもちろん不十分な点はあるので、例えば、先ほど申したが、今、民間の参入が多く増えている放課後デイについては、重点的に取り組むということで今進めさせていただいているし、あわせて、例えば監査の効率化も図らなければいけないと思っており、前回の運営指導において適切に運営され

ているという事業所があれば、そこについては系列の事業所を一度にまとめて同時に監査をしたり、あるいは現地で確認する項目を重点化することによって、監査の時間の短縮化を図ったり、そういう取組も必要だというふうに思っており、現在試行させていただいている。また、併せてデジタル化も監査の分野で進めていかなければいけないと今思っており、例えば、やり取りをする書類関係をデジタル化することによって、先方にもそうだが、監査する我々にとっても時間の短縮を図ることによって、それがひいては監査数の増加につなげていきたいというふうに考えており、こうした効率化あるいはデジタル化の取組にあわせて、福祉監査課としては、それと併せて同時に、引き続き職員の増員についても要望していきたいというふうに考えている。

## 福祉部長

2 今回関係する市町の中には、そもそもこの国の制度に十分な情報を持ち合わせてないところもあるという現状が分かった。改めて会議を開催したいと考えている。今まで一度開いただけであるので、会議をまた開催して、今後の対応に関する様々な情報提供、情報共有をしていきたい。具体的には、まず制度の内容、これをしっかりとまず。知ってる市町村もあるが、重ね重ね制度の内容をお伝えすること、それから今後、刑事告訴、刑事告発、みたいな話になる可能性が当然あるわけで、そうしたところへの対応の仕方、それから過去の全国的な例を見ると、法人が返還できない場合、法人の代表に求償している例というものもあるやに聞いているので、そうした情報をしっかりと把握して、市町村の方にお伝えをしていきたいと。何かあれば相談にしっかりと対応していくということに心掛けて、これからも市町村に寄り添っていきたいと考えている。

## 小久保委員

私からも関連で質問する。今回の事案は、これは決してあってはならないと思うし、今後も二度とあってはいけないと思っている。そこで伺うが、今後、例えば今回の運営指導特別監査における県と市町村の役割の明確化、そして今回のこの事業主体はあくまでも市町村であるけれども、しかしながら指定権あるいは運営指導権のない市町村に対して、直ちに今回の負担割合分の返金を求めるような現行制度の見直しを求めるために、市町村、これ17市町だけではなくて、全ての市町村と協議をして情報共有、課題共有を行った上で、国に対して、合同で改善を求めていただきたいと考えるが、部長の見解を伺う。

## 福祉部長

まず、役割のところである。先ほど課長からも答弁させていただいたが、県は指定と運営に関する監査の権限がある。市町村の方は、給付に当たっての権限がある。これが、まず児童福祉法の立て付けでそうなっている。ただ、市町村の中にはそういう権限があるということも十分把握しきれてないというところもあるやに聞いているので、ここについては市町村に対して、重ね重ね支給に当たっては、検査する権限があるのだと、このことをしっかりとお伝えをしていきたい。そして、県と市町村がそれぞれの権限があるので、役割分担をして、不正防止に努めていきたいと、このように考えている。それから、小久保委員から全ての市町村に情報共有して合同でやるべきではないかというのは、これ大変貴重な御意見を頂いたなというふうに思っている。平成29年度から県で厚生労働省に対して要望を行っていたが、やはり現場の本当に困っている声というか、それを上げていただくことが、今回大事だと思っているので、市町村に我々としても一緒になってやりましょうということで、まず、市町村からしっかりと声を上げていただいて、我々もそこに力

強く働き掛けをしていくということをやりたいと思っている。その手法として、今回の17市町に限るのではなくて、この問題はいつどこで、また起きてしまう、本当は起きちゃいけないが、そういう可能性もあるので、市長会や町村会、そういったところにもアプローチをして、国に対する強い要望ができるような形に対応していきたいと考えている。

## 【議員提出議案に対する質疑】

### 小早川委員

- 1 そもそもの条例だが、パブコメにも「条例を制定しようとする背景が分からない」というコメントもあったが、本条例策定における問題意識として、何を解決するための条例なのかお答えいただきたい。また、本条例案をどのようなプロセスを経て策定されたのか伺う。
- 2 県民からのパブリックコメントについて、これをどのように受けとめ、本条例案に反映されたのか伺う。
- 3 第2条に、「こども・若者とは」という定義がある。ここでこども・若者の対象を、新生児期から青年時期に至るまでとした理由をお伺いする。ほかの自治体においては、こども・若者関連の条例で年齢を具体的に定義している条例もあるので、具体年齢の記載にしなかった経緯についても併せてお伺いする。
- 4 第16条で、こども・若者の居場所づくりの推進に関する記載がある。居場所づくりを推進していくためには居場所のみならず、こども・若者が居場所と感じられる場所を推進していく必要がある。そのために、運営する人材の観点が必要不可欠だというふう考えるが、16条にはその趣旨が含まれているのか伺う。
- 5 第19条の保護者・養育者等に対する支援のところで、第1項から4項まで具体的な施策が記載されているが、「県は次に掲げる施策」と始まっているが、この1項から4項に記載されている内容が市町村や民間がメインで施策展開をしていくところがほとんどと感じているが、「県は」とされた理由をお伺いする。また、第16条のこども・若者の居場所づくりの推進に関しても、県と市町村の役割分担をどう考えているのかも併せて伺う。

### 藤井委員

- 1 先ほど提案説明でも話をしたとおり、国においてこども家庭庁の設置や、こども基本法の施行など、こどもの、そして若者の成長を後押しする機運が、そして動きが高まっていると考えている。こうした中で、こども・若者をしっかり支援する目的でプロジェクトチームを昨年6月に設置し、有識者、そして関係団体の皆さんとの意見交換などを通じて、知見を深めてきたというふう考えている。現在に至るまで、関係団体等との意見交換については、70を超える皆さんから意見を頂き、その中で具体的な施策の要望であったり、又は、条例化に向けた御提言なども頂いたところである。こうした経緯を経て、子育て・子育てに関する施策の更なる充実強化に向けて、本県における各施策の基本的方向性を明確にしていくこと、それから社会全体で子育て、そして子育てを支える重要性を広く呼び掛ける必要があるということを考えて、その趣旨を込めた条例案の提案に至ったところである。
- 2 パブリックコメントでは合計151件の御意見を頂いた。全ての紹介はできないが、具体的にどのように反映したかについて、「保護者・養育者等」と、パブリックコメントを行ったときの規定については、御意見として、現に子育てをしている方のみならず、

これから保護者であったり、養育者になろうと思う方を読み込みができるように法制化をしてほしいという御意見を頂いたので、「保護者・養育者等」という表現については、具体的な表現として、「保護者・養育者その他子ども・若者を教育しようと思う者」という形に法制的に改めた。

- 3 第2条の子ども・若者の対象であったり、それから具体的な年齢に言及しない理由だが、子ども・若者の対象をこのように表記した理由だが、成年年齢に達した青年期の者であっても、支援の対象になりうるということを明確に示すために、このように規定した。また、具体的な年齢を規定しなかった理由について、限定することによって、必要な支援であったり、必要な取組が途絶することのないように、分断されないように、「子ども基本法」の法制ぶりを参考にしながら、規定をしたところである。
- 4 正に、居場所づくりを推進するに当たっては、指摘のとおり、人材の育成や体制の整備が重要だと思うが、本条例においては第11条の体制整備の第4項において、人材確保、そして育成に関することを規定しており、居場所づくりを推進する人材の育成についても、同項で読み込みが可能であると考えている。
- 5 第19条では、委員の指摘のとおり、特に妊娠出産に関する施策であったり、様々な取組については市町村や民間支援団体との連携が大変重要だと考えている。そこで、第4条の県の責務に規定をしているが、施策の実施に当たっては国や市町村との適切な役割分担により行われることが必要不可欠だと考えている。また、第16条についてもお話を頂いたが、居場所づくりにおいても、一般的には身近な自治体である基礎自治体が、生活の拠点に近い実情に応じた役割を一義的には担うと思うが、県の役割としては、そういった市町村の役割をしっかりと支えていく、広域的な環境の整備を行うことが重要だと考えている。本条例では各施策の実施主体が市町村になり得るものについても、県が市町村との適切な役割分担を踏まえて施策を実施することを踏まえ、条文上、「県は、」と規定したところである。

## 水村委員

- 1 こども基本法があり、それに基づく県こども計画の策定も進んでいる中で、改めて埼玉県こども・若者基本条例を制定する理由をお示しいただきたい。
- 2 条例ができることで、子ども・若者にとってのメリットは何か。
- 3 ほかの都道府県でも同様の条例を定めているところもあるが、埼玉県条例案の特徴・違いは何か。
- 4 第10条3項、「県はこども計画に基づく施策について、その実施状況の検証を行うとともに、その結果を議会に報告し、これを公表する」とあるがどれくらいの頻度での議会への報告を想定しているのか。
- 5 「子育て」という言葉を様々なところに盛り込んでいるが、子育てという言葉をこういうふうに盛り込んだ理由は何か。
- 6 第12条などに、子ども・若者の声を聞くようにしなさいと、いろんなところにこういった表現が出てくるが、それが守られていないと感じたときの相談先や、守られないことで実害があった場合の救済がとても重要と考える。第17条第2項で、「こどもの権利擁護委員会に対する相談またはその他の方法を学ぶことができるよう、学校、保育施設等及び民間支援団体等と連携し必要な施策を講ずるものとする」とあるが「その他の方法」とはどのようなものを想定しているのか。

## 藤井委員

- 1 先ほど、小早川委員からもお話があったが、国の動向を踏まえて、そして、充実強化を図るために必要な施策については有識者、それから関係団体の皆さんからいろいろな要望を踏まえたり、意見交換を経て、大変重要な施策として、子育て・子育ての充実強化を図っていく必要があると考えたところである。繰り返しになるが、こども・若者が健やかに幸せに成長できる社会、そして保護者・養育者やこれからこども・若者を養育しようと思う者も、こども・若者の成長や子育てに希望や喜びを感じられる社会を目指すということに考えが至ったところである。各施策の充実強化、そして、子育て・子育てを社会全体で支えていく、こういったことを盛り込んだ条例案になった。それによって具体的な取組が今後進んでいくと考えている。
- 2 この条例案が可決・制定されることによって、こども計画がその趣旨を尊重して策定されると考えている。そのことによって、本県における子育て・子育ての施策がより一層充実されるものと考えている。
- 3 これまで29都道府県でこども等に関する条例の方が制定されている。ただ、その内訳を見ると、こどもの権利保障に関する条例であったり、施策に特化した条例であったり、又は、少子化対策に特化したような、条例一つとってもその質というものが様々であるが、本条例においては、こどもの権利保障のみならず、様々な施策も含んだ包括的な条例であると考えている。その他のものとしては、意見聴取や意見反映を規定したり、また、横断的・一体的な取組、横串を刺すような体制整備などについても言及をしている。
- 4 こども計画に基づく施策について、議会に報告し公表するという趣旨であるが、あらかじめ、こども計画によって定められた確認・評価方法にのっとり、定期的に、適切な時期に報告されると認識をしている。
- 5 本条例では保育の関係団体等の皆さんからの御意見を踏まえつつも、こども・若者が持っている、その権利の主体として自ら成長していくことへの支援もしっかりと重視していくという趣旨によって、「子育て」という表現を使用した。
- 6 例えば、関係機関であったり、民間支援団体に設けられている相談窓口を案内することなどが想定できると考えている。

## 伊藤委員

多くの団体の皆さんと懇談をされたことに関しては敬意を表したいと思っており、こども基本法に基づいた条文が見受けられること、そして、こどもの意見聴取・意見反映の措置規定が含まれていることについて評価をさせていただきたいと思っている。

- 1 第1条、ほかにも質問が出ていたが、子育てという言葉が、県民にはなかなか理解しにくい定義であると思っている。その中で第1条においては、子育ては、「こども・若者が、主体性を持って、自分らしく健やかに」と規定されているが、あえて「主体性」を明記されたのは、どんな意図があったのか。「主体性を持つ」という意味は、二つ意味があると思っている。まず一つは、こどもの意思及びこどもを尊重すること。それと同時に、「自ら責任をとる」という概念が伴っているのではないかと思う。どう責任を取るかという概念を見ると、やはり、こどもの権利条約には相反する概念ではないかと思うので、まず、「主体性」を明記した意図について説明いただきたい。
- 2 第7条第1項で「事業者は、基本理念にのっとり、子育て・子育てを推進するための取組を行うように努めるものとする」と規定されているが、例えば学校・保育や保護者・養育者の役割を見ると、もう少し具体的に明記をされているように思う。その上で尋ね

るが、事業者の役割として、子どもの権利を侵害するような働かせ方の禁止も盛り込むべきだと思う。その意図が、「子育て・子育てを推進するための取組」の中に含まれるのか、それとも、ほかの条文の中でこういう働かせ方の禁止をうたっているのか確認をさせていただきたい。

- 3 第10条、「こども計画の策定」という第3項の部分になるが、「実施状況の検証を行うとともに、その結果を議会に報告し、」とあるが、検証はどの機関で行われるのかという点について伺いたい。県が内部で行うより、外部の専門家や当事者であるとか、皆さんの意見を反映させなくてはいけないと思うので、その点、どのようにお考えなのかを確認させていただきたい。

#### 藤井委員

- 1 主体性を重要視していることから、この「子育て」という文言を用いさせていただいている。自ら考えてしっかりと行動していくということは、大切なことだと思い、また、そうした積み重ねの中で、責任感のようなものもしっかり育まれると思っている。「主体性を持って」ということで、社会から切り離すということではなく、その主体性も含めて社会全体で支えていくことが、この条例の趣旨に盛り込まれていると思っており、また、児童の権利に関する条約と趣旨が反しているのではないかという意見もあったが、その児童の権利に関する条約にも、責任ある生活を送っていくように準備をさせることは大切だということが記載されていると認識している。いずれにしても、自立することが前提で、責任も何も全部押し付けということではなく、子育てに関しても社会で支えていくということが大変重要なことだと思っている。
- 2 ブラックバイトをなくしていくことは大変重要なことだと思っている。子どもたちを守る施策として、ブラックバイトについては、第15条に具体的に規定をしている。そうした有害な労働から子どもたちが守られるように必要な施策を進めることを条例に規定しており、第7条において、事業者にさせないようにという趣旨では規定はないが、それをさせないことは当然の趣旨だと思っており、その上で第15条で必要な取組を県で、しっかりと考えていただきたい
- 3 第三者による検証は大変重要なことだと思っている。そこで、第12条第1項に規定しているが、施策の策定、実施、評価については、多様な意見を聴取することを規定しており、第三者性については第10条や第12条第1項の規定をもって担保されていると考えている。

#### 伊藤委員

働き方の問題だが、事業者の役割としては権利を阻害するような働かせ方をしてはいけない、それを守っていただかなくてはいけないというものがあると思う。もう一つは、若者、具体的に言うと学生について、アルバイトをしないと学業が続けられないような情勢だと考えている。その上で自分の働く権利として、それを守ってもらうためには例えばアルバイトであっても半年働いていれば有給休暇がもらえるなど、そういう周知の方法についても知らせていかなくてはいけないという問題があると思う。本条例では情報の提供という条文もあったが、どの辺で明記されているのか。

#### 藤井委員

第7条で禁止されるべき労働をしっかり遵守させるべきではないかということだが、それはおっしゃるとおりだと思う。児童の権利に関する条約でも、心身の発達に有害なおそ

れのあるこども・若者が守られることを規定しており、関係法令でもそういったことは担保されているということであり、それが、当然にして守られる中で、しっかり事業者は遵守されるべきであり、その上で、県としてはしっかりと安全・安心の確保、第15条でしっかりと進めていただきたいと思っている。それから、働き方に関して、こどもを守る観点から必要な施策に関しては、第15条で必要な施策をうたっており、そこで読み込みができると考えているが、具体的な施策については、この条例の趣旨を尊重して、執行部にきめ細やかな施策を進めていただきたいと考えている。

## 井上委員

- 1 パブリックコメントについての資料から伺う。本条例を作るに当たっては、関係団体、有識者、こども・若者当事者からの意見聴取をされたとおっしゃっていた。その具体的なところは、説明資料5ページにつづられている。その上で伺うが、第11条の体制整備において、「あらゆる分野に関係する、中略、関係部局が横断的にかつ一体的に連携」などと規定されているが、県執行部とはどれくらいの部局とどれくらいの意見聴取を行ったのか確認する。
- 2 説明資料2ページ目には議会での議論が紹介されている。令和6年度予算特別委員会でのやり取りが紹介され、「自民党議員団の条例を検討中であるこども計画との連携が必要だ。知事の計画との連携についての所見を伺う」という質問に対して「議会が制定した条例については、計画に反映します」と答弁されている。ここでは必ずしも条例に書かれる内容を実行する、具現化するとは知事は答弁されていない。条例では財政上の措置も努力義務規定としている。執行部から本条例をしっかりと施策に反映させるという点について、どのような言質をとっているのか確認する。
- 3 同じくパブコメの際に公表されたこども向け説明資料についてである。この資料内には条例は決まりごとと表現されている。決まりごとを増やして窮屈な世の中にしているといったことが声として上がってこないだろうか。提案者の考えを伺う。
- 4 「条例を作ってどうしたいの」という中で「条例を作ることで、中略、計画を立てて計画に沿って取組を具体的に進められるようになります」と表記されている。しかし、県は今年の2月定例会の時点で、こども計画を策定する旨は明らかにしている。先ほどの表現は、条例ができなければ、こども計画が策定されないという誤解を与えることにはならないか。こどもたちに向けた資料であるがゆえに誠実な表記が求められると思うが、提案者の意向を伺う。
- 5 条例の中身に入る。まず、条例の名称についてである。今回は、ひらがなでこどもと表記をしている。提案会派の中には、過去にこどもの子だけを漢字にして、残りがひらがなといった交ぜ書きよりも、「子供」と漢字で書くべきと主張した議員の方もいる。今回は全てひらがなのこどもを用いているが、その表記を選んだ理由を伺う。
- 6 第1条である。主体性とはどこまでのことを指すのか伺う。今の世の中において主体性と、わがままや自分勝手の線引きは非常に難しい状況にある。提案者の考えを伺う。
- 7 先日の本会議質疑の続きともなろうと思うが、保護者・養育者、養育しようと思う者が、子育て・子育てに希望や喜びを感じ、幸せに過ごすことができる社会の実現が価値観の押し付けにならないかと私は伺った。その中で、要はこれから子育てをする人も含むというような答弁があったが、それにすら至らないこどもを持たない、持てない、そういった県民も多数いる。本条例は、こうした方々に理解を示し、関心を持ってもらうことが実効性や意義を高めると思うが、そこをどう得ていくお考えなのか伺う。
- 8 第1条には、幸せという言葉が出てくるが、幸せをどのように定義しているのか。実

際に子育てをされていて、正直90%は苦勞であり、幸せを感じる瞬間は10%であるという方もいると思う。これも幸せなのか、確認する。

- 9 県民の中に今後、子育てをしようとする者も含まれる。これは条文にも、先日の答弁にもあった。条例が成立した場合、今後の子育ては考えないという人にとっては幸せを感じないということが不適切と言われているような感覚に陥る方もいるのではないかとと思うが提案者としてどのように考えるか。
- 10 第2条に移る。「こども・若者の範囲は、施策ごとに定めるものとする」とあるが、その範囲はどのように見極めるのか、お伺いする。
- 11 「子育て・子育てに関する施策を推進する」と言うが、県には幾つぐらい対象となる事業があると提案者は考えているのか伺う。
- 12 第3条、基本理念についてである。第1項に、全てのこども・若者が人種、国籍、性別、障害の有無などによる差別的な取扱いを受けない、とあるが、例えば、今、川口市などでは強制退去処分が出ながら送還を拒む不法滞在状態の方、送還忌避者などとも言うが、そういったこども・若者もいる。そういった方に対してもこの条文というのは扱われていくという考えなのか確認する。
- 13 第2項、「こども・若者の意見が尊重されるとともに、その最善の利益が優先して考慮される社会が構築されること」とある。例えば、一つのテーマがあって大人を中心とした意見がある。一方で、こどもたちを中心とした意見がある。こういった場合、こどもたちの意見がより尊重、反映される社会、埼玉を目指すというような考えとして受け取るのが自然だが、その理解でよいか。
- 14 第3項で、「養育しようと思う者が、希望や喜びを感じるとともに、幸せに過ごすことができる環境が整備されること」とあるが、これもまた価値観の押し付けになっていないのか確認する。
- 15 第5条、保護者・養育者の役割である。この中に「自立した日常生活及び社会生活を営む」という文言があるが、これはどういう状況を指すのか、提案者の考えを伺う。
- 16 第6条、学校、保育施設等の役割である。第1項は、例えば、校則や学校運営に自分たちの意見を出せるように努めよ、という文言として理解をするが、保育、教育の現場にやることが増えてしまわないか、この努力義務を入れるということについて、現場の状況を踏まえての提案者の考えを伺う。
- 17 第9条、県民の役割についてである。「関心及び理解を深めるよう努めるものとする」とある。例えば、この文言をもって、こどもの声がうるさいから保育園を建てるなどか、ボール遊びは禁止だという一般県民の声を抑えることはできるのか、考えを伺う。
- 18 説明資料において、その子らしさやその子らしい育ちを温かく見守る、とある。しかし、他人への迷惑を省みないこどもや若者の行動が目立つ場面というものも存在する。それでも理解し、温かく見守るべきなのか、そのことを努力義務化とすべきなのか、提案者のお考えを伺う。
- 19 第11条第1項充実を図るという抽象的なことではなく、断定的に、関係部局が横断的、一体的に連携して施策を実施するための体制を整備する、とある。県庁組織には、こども政策局が既にあるが、これとは別に新たな何かを作るということを想定しているのか、確認する。
- 20 12条、意見聴取を実質的にやり続けていくということが大事なのだろうと思うが、それを保障していくという点についての記載がないように思う。実効性や継続性をどう担保していく考えなのか、お伺いする。またあわせて、これはよくあることだが、開催すること自体が目的となって形骸化していくということもやはり考えられるので、そう

ならないように、提案者としての考えはあるか。

- 21 第3項「発達に特性があり、中略、困難を有することも・若者の意見を聴取する」という文言があるが、この文言はなくても、第1項で包含できるのではないかと考える。あえて特出しにした理由を伺う。かえって差別的な印象を与える条文となっていないかを危惧するため、お聞きする。
- 22 第14条「理解促進」について、第3項に「子育て・子育てにやさしい社会づくり」とあるが、何をもちょうやさしいと考えているのか、提案者の考えを伺う。
- 23 第15条「こども・若者の安全及び安心の確保」である。第2項では「こども・若者を、中略、その他の危害から守るために必要な施策を講じる」とある。これは、あくまでもこども・若者が守られるものという表現であり、例えば、最近で言えば、被害者にも加害者にもさせないというような表現がある中で、加害者にさせないというニュアンスの要素は含んでいないと思う。現実的には連日報道もされているが、犯罪の低年齢化などが社会問題となっている。提案者のこの条文に対する意向を伺う。
- 24 不登校対策についての記載がある。県の不登校対策は正直あまり進んでいないという認識である。条例に文言を入れて推進をしたいという気持ちでつづったと思うが、実態と条例の文言が掛け離れていることになってしまわないか、その点を提案者に伺う。
- 25 第16条、「こども・若者の居場所づくりの推進」についてである。説明資料には、現状の分析として空き地の減少やボール遊びの禁止を事例として紹介されている。それらの事態の解消に、この居場所づくりという文言は実効的な力を有すると考えているのかお伺いする。先ほども例にしたが、自分の家の隣の公園のボール遊び、うるさいから禁止しろと言ったクレームに対して、県条例で居場所づくりの推進がうたわれているので御理解いただきたい、のような使い方が可能なのかどうか伺う。
- 26 第3項、「年齢及び発達の程度に応じて、自然体験、社会体験、職業体験、文化芸術体験」とあるが、ここにスポーツ体験や運動体験といった心身の発達に必要とされるこのスポーツや運動といった体験が入ってきていない。それが入っていないのはなぜか伺う。
- 27 第17条「こども・若者の心身の成長及び発達の環境整備」について、第1項にある「適切な知識」の「適切」とはどう判断するのか。
- 28 第2項、「特に性に関する問題について」と条例で特出しをしている。特出しした理由はなぜか。先ほど、他都道府県での条例の話があったが、ここまで踏み込んだ条例はないという認識である。なぜこのような記載をしたのか。
- 29 同じく第2項で、この「特に性に関する問題について」の書きぶりについて、県民からは過剰な性教育が行われるのではないかとといった慎重意見も寄せられた。具体的にどのような性教育を想定しているのか、提案者の考えを伺う。
- 30 第19条「保護者・養育者等に対する支援」についてである。本条例は、提案会派の「こどもまんなかプロジェクトチーム」で作ったと伺った。一方で、行き過ぎた長時間保育は、母子分離を引き起こし、むしろ人格形成に影響を与えるといった見解もある。保育施設の充実は本当にこどもを真ん中に据えた考えであるのか。こういった意見に対し、提案者はどのように考えるのか。
- 31 待機児童解消をうたっている。かつて待機児童対策に頭を悩ませた自治体でも、既に少子化などの影響で保育園が増えすぎてしまった自治体もある。待機児童の解消という状況が変わりやすいものを今後長きにわたって制定され続ける条例に定めるべきではないと考えるが、いかがか。
- 32 第3項に「安心して、中略、住環境の整備」とある。先ほども出たが、もとより県ができる住環境の整備の施策というのは限られている。ましてや、県の子育て応援マンシ

ョン認定制度や子育て応援分譲住宅認定制度は、来年度で終了するといった話も聞いている。そういった中で、この住環境の整備をうたうというのは、掛け声倒れにならないか。

33 第5項「子育て・子育てに関する経済的な負担の軽減」とある。説明資料には、例えとして、私学学校における保護者の経済的負担の軽減などと例示をしてあるが、個人的にはそれ以外にも経済的負担の軽減が求められる分野というのはたくさんあると思っている。あくまで例示ということでよいか。提案者の意向を伺う。

34 第20条「財政上の措置」について、この条例にうたった取組を実施しようとするれば、予算が幾らあっても足りない。提案者はどれくらいの財政上の措置を望むのか、お伺いする。

## 藤井委員

かなり多岐にわたっているので、簡潔な答弁に努めたい。御理解をいただきたいと思う。

- 1 かなりの時間を掛けてきたので、にわかにはお答えが難しいと思っているが、様々な部局とかなりの時間を要してしっかり意見交換を行ってきたものと考えている。
- 2 条例案の策定に当たっては、先ほどの質問のとおり、意見交換をかなり行ってきたが、各施策が総合的かつ計画的に推進されるように、条例の趣旨を尊重していただき、計画が策定され、その策定の実現に向けて必要な財政上の措置が図られるものと考えている。
- 3 今回、パブリックコメントを実施するに当たり、条例案素案を示すことに加えて、こどもたちに分かりやすく発信するという趣旨でイラストを用いたり、ふりがなを振るような資料を別途で作った。質問は、決まりごとという表現は、どういうことなのかという趣旨だったと思うが、条例という言葉が、こどもたちにとって理解しにくいのではないかと、なじまないのではないかとということについていろいろ議論を行った中で、こういった表記にしたところである。
- 4 誤解を与える表現にならないかということだが、条例が目指す必要な内容が計画に盛り込まれ必要な取組が進められることを表現したものであるもので、こども計画の策定に条例が必置であるということも表現したのではないと認識をしている。
- 5 こども・若者基本条例の名称ほか、「こども」というひらがなでの表記に関しては、直近に制定されたこども基本法の表現と合わせたものである。
- 6 先ほど伊藤委員から御質問いただき、繰り返しになるかもしれないが、自ら考えてしっかり行動するということを指しており、また、そういった経験を重ねる中で、責任感も育まれるような、健やかな成長につながるということを考えている。
- 7 幸せという表記が価値観の押し付けにならないかということだが、本会議でも説明し、答弁もさせていただいたが、多様な価値観を否定するつもりはない、ということで御理解を頂きたいと思っている。
- 8 この条例の制定によって子育てなどに対して幸せに感じられるような社会を目指しているということである。
- 9 先ほどの質問と繰り返しの答弁になって恐縮だが、本会議でも答弁したとおり、多様な価値観を否定するつもりではなく、指摘のようなことはないと考えている。
- 10 正に、それぞれ施策に対応する範囲があるので、今後、執行部においてしっかりと適切に運用されていくものと考えている。
- 11 我々も各施策についてはかなり勉強、研究させていただいた。現行の子育て応援行動計画によれば、施策は300ぐらいあると認識をしているが、それに加えてこどもの意見聴取・意見反映、そのほか、様々な反映していただくことがあるので、この条例に基づ

いてということだと、にわかには具体的な数字で申し上げるのは難しいとは思いますが、増えていくものと理解をしている。

- 12 この条例では人種や国籍、様々な理由によって、差別されないということを規定しているが、違法な状態にあるものは、例えば、刑法や入管法など様々あると思うが、それらの法令に基づいて適正に対応されるものと考えている。
- 13 こどもの意見を丁寧に聞くことはもちろん大切だと思うが、こどもの最善の利益を鑑みたときに、必ずしも、子ども・若者の意見と一致した結論にならないケースもあると認識をしている。ただし、一致しないような状況になったとしても、その最善の利益がどのように検討されたのか、検証されたのか、丁寧に説明していくことが大切であると認識をしている。
- 14 多様な価値観を否定するものではない。
- 15 福祉分野の法令を参考にして規定したものだが、主体的に生活を営むことやその能力を生かして社会の一員として役割を果たすことなどを想定している。ただし、個々の状況もあろうかとは考えている。
- 16 子ども・若者の権利を保障して、その最善の利益を図っていくことを考えたときに、必要な取組だと考える。現場の負担については、その発達の状況や個々の状況によって異なり、一概には言えないと思っている。
- 17 第9条で理解を求めるようなことはできると思うが、その声を押さえ込むということまでは、この規定で担保するものではないと考えている。
- 18 迷惑を省めないということが、健やかな成長あるいはその最善の利益ということを考えてときに、本当に良いものかということは難しいと思っている。主体性を大切にしながらも、他人を尊重する心などを促すことも大切であると思っている。
- 19 現状ある局に新たに加えるなど、どのようなことを想定しているのかということだが、組織体制に横串を刺すということは大変重要なことだと思う。今年の予算特別委員会でも執行部から新たな体制についての説明があり、質疑もあったが、その都度、必要な体制というのは、執行部においてしっかりと適切に図られるものと理解をしている。
- 20 意見聴取の方法は、その状況や、年齢などによっても、違うと思っており、そこまでは規定をしていない。そして形骸化しないようにということで、正に形骸化しないように、重要な取組だと思うので、適切に運用していただきたいと考えている。
- 21 発達の特性や状況に応じて、特別な聞き方を必要とする子ども・若者がいると考えており、関係団体の皆さんからの本当に大変な状況があるということについて理解をしていただいた上で書き込みをしてほしいという声も踏まえながら、規定をした。
- 22 現状としては、子育てとか子育てにあまり優しくないという声がたくさんある。その数値までは紹介しないが、困難である、不安であるという声をたくさん頂いている中、社会全体で子育てとか子育てを支えていくという共通認識が広まった社会が、やさしい社会であると考えている。
- 23 本条例は、子ども・若者が健やかに成長できる社会の実現を目的にしており、加害者にさせないということは当然にその趣旨に含まれていると考えている。
- 24 不登校対策があまり進んでないということは、私も一般質問を何度か行っており、それは井上委員のおっしゃるとおりだと思っている。必要な支援をしっかりと進めていくべきだという思いも含めて規定した。
- 25 この規定と、第9条では県民への理解促進という規定があり、そういう意味では一定の効果があるとは考えている。
- 26 御指摘のとおり、スポーツ体験や運動体験は必要であり、本項に規定される体系の中

で既に含まれていると考えている。今後策定される計画で具体的な施策が検討されると認識をしている。

- 27 性や生殖、健康に関することを自分で決めるためには、必要な知識や情報は得ることが大切だと考えている。性に関する知識も含めて、その発達の段階に応じた必要な知識を持つことが必要ということから、この規定をした。
- 28 有識者からも、性に関する悩みや相談があっても、両親や学校に相談することができないということも・若者が多くいるというデータや御意見を踏まえて規定した。
- 29 生理痛や自分の体に関する事、また、妊娠、避妊、性感染症、そのほか、こども・若者の年齢や発達の程度に応じた取組を想定している。具体的な施策の策定に当たっては、第12条にも記載があるが、こども・若者や保護者、その他関係者の多様な意見を聴取して、当該施策が行われるものと考えている。
- 30 第19条第1項は、委員も御理解をいただいていると思うが、長時間保育を推進するようなことを考えているわけではなく、そういった意味では第9条第2項では、ワークライフバランスの推進を規定しているが、行き過ぎた長時間保育といった状況は減少に向かうことができるのではないかと考えている。
- 31 待機児童が解消されることは、望ましい姿だというふうに考えており、条例に規定されることは、特別な問題は生じないと考えているところである。
- 32 先ほど、小早川委員からも質問があったが、県営住宅における子育て世帯を対象とした住宅支援や、市町村と連携したまちづくり、例えば道路の整備とかも含めて、様々な施策において、国、県、市町村が連携することは、大事なことと思っており、しっかり連携をしながら、各施策を講じていただきたいと思っている。
- 33 委員からもたくさんあると思うということであったが、そのとおり、例示であり、具体的には今後検討がされていくものと考えている。
- 34 子育て・子育てに関する施策を含め、総合的・計画的に進めるために必要な予算上の措置等を講ずるように努めていただきたいと考えている。条例の趣旨を尊重した具体的な施策が講じられると考えるが、具体的な財政が幾らなのか、これから計画を作る段階であり、この段階でなかなか措置に関する言及までは難しいと思っている。

## 井上委員

- 1 こども向け資料の中における「条例を作ってどうしたいの」に関して、私は結構これを良い取組だと思うからこそ重要視しており、「条例がないと計画ができない」という誤解を与えるような書きぶりというのは、こどもたちに対して丁寧ではなかったのではないかなと思う。先ほど条例は必置ではないという答弁があったが、改めてこどもに伝えるとすれば、表現を変えるつもりはないのか、確認する。
- 2 第2条の「子育て・子育てに関する施策」について、どれくらいあるのかという質問をさせていただいたが、かなり勉強をされて、300ぐらいだというお話があった。一方で、例えば福祉的な事業ではなくても、都市整備部関係の公園事業においても、こどもの視点が入っていたり、先ほど藤井議員がおっしゃったように、道路整備に当たっても、こどもの視点が入ってくる。そういった考えでいくと、例えば、今、県民生活部において、ジェンダー主流化のチェック行っていると思うが、優に1,000事業以上が関わってくる。このような形で子育て・子育てに関する施策を推進するというならば、どのくらい関わってくるのかというイメージは、事前に持っておいた方が良いのではないかなと思った。ただ、そこは「具体的には言えないが、増えてくるのではないかな」という答弁だったので、この点をもっと深めて提案すべきだと思うが、提案者のお考えを再度伺います。第3条の基本理念の第2項では、こども・若者の意見が尊重されるとと

もに、その最善の利益が優先して考慮される社会が構築されることと規定されている。最善の利益はこどもの意見とイコールにはならないケースもあるということを知っていたが、少なくともここで、こどもの意見が尊重されると規定しているということは、こどもの意見を聞くということはやはり必要だという考えなのか。聞かずに決めてしまうということはよくない、聞いて決めよう、その姿勢はこの条例でしっかりうたわれているという認識でよろしいのか確認する。

- 3 第14条第1項で、「子育て・子育てにやさしい社会づくりになっているのか、何をもちょうやさしいと考えているのか」という質問に対して、「今の世の中が優しくないという県民の声もあり、それをやさしい社会にしていくという共通認識にしていきたい」という答弁だったと思う。一方で、説明資料には、こどもや子育て家庭を優先して受け付ける「こどもファスト・トラック」のようなものを例示されている。しかし、この取組は結構批判も多い。正に本定例会の一般質問最終日にも、「本県が子持ち様社会になるのではないか」といった一般質問もあったと思う。この条例だけでそうなるとは言わないが、埼玉県はそういう社会だと捉えられる懸念があることも心配をしており、その点についての提案者の考えを伺う。
- 4 県民に対する理解促進について、本条例は施行日を公布の日にするということは、施行日以降、県民に対して理解促進の努力義務が発生するという認識である。ただ、公布の日である以上、そのことを周知する間もない。もちろん条例がすぐできたからと言って直ちに変わることはないと思うが、県民に新たな努力義務が発生する。私の個人的な意見だが、条例を作る、県民に努力義務規定を課すことは軽いものではないと思っているので、新たな努力義務規定を、県民に理解を求める努力義務が発生させるにもかかわらず、公布の日と定めたのはなぜなのか、確認する。
- 5 不登校対策について、第15条「こども・若者の安全及び安心の確保」についてである。藤井議員の不登校対策に対する質問、また今の答弁を踏まえて、この不登校対策が進んでほしいという思いは共通してると思えて、うれしく思う。一方で、例えば、先日、板橋区においては、賛否両論ある、正直言うと否定的な意見の方が多い不登校対策を進める民間企業と連絡・連携をすと言った報道があった。これは、区民から批判的な意見が寄せられて区側が訂正をするというような事態に追い込まれた。不登校対策は推進すべきであると思うが、今言ったような議論の余地がある企業や団体が入り込む隙を与えてしまいかねない。しっかりチェックできるのかということところは重要になってくると思う。その点についての提案者の考えを伺う。
- 6 第16条「こども・若者の居場所づくりの推進」である。「スポーツや運動体験は必要だと思う、なぜ盛り込まれていないのか」、それに対する答弁は「本条に含まれている」という趣旨であったが、どこを読めば、そこを読み取れるのかというのを再度確認する。
- 7 先ほど話をした説明資料のP5「意見聴取を行った団体の一覧」を見ると、スポーツ関連団体はないようにお見受けする。もちろん、「など」と書いてあるので何とも言えないが、意見交換を行った方の意見が反映された条例だというお話もあったが、意見交換を行った団体に関する規定はある、行ってない団体・業界の文言はないことになると、県民から見ると不公平感を抱かれてしまうと思う。スポーツ関連団体との意見交換の有無と、あるかないかも含めて、なぜ盛り込まれなかったというのをもう一度確認する。
- 8 第17条、「こども・若者の心身の成長及び発達の環境整備」の「性に関する問題」に関する質問に対して、具体的には、多様な意見を反映して、これから実施に向けていただければというような答弁だったと思うが、午前中のこの福祉保健医療委員会の所管事務調査で、講習においてファクトでないことを受講者に伝えることや、講師の主観に基

づく発言への警鐘があった。私はこの性教育の分野においては、それが入り得るリスクが内在していると考え。提案者は性教育を推進するといった中で、ファクトでないことを受講者に伝えることであるとか、講師の主観に基づく発言が入らない、安心していいと言えるか、確認をする。

#### 藤井委員

- 1 条例が必置であることを表現したものではないと理解をしているものの、ただ工夫が必要であるならば、それは今後の取組の中で意見としては参考にさせていただきたいと考えている。
- 2 こども大綱やこども計画の範囲などはかなり勉強してきたので、イメージはあるが、この条例の趣旨を尊重して、これから執行部で検討していただくものも含んでおり、300という表現に加えて増えていこうという表現で答弁をさせていただいた。
- 3 意見聴取は大変重要だということで認識をしている。それから、「子育て・子育てにやさしい社会」において、「こどもファスト・トラック」の取組例示について、批判も多いという御指摘もあったが、様々な施策を進めていくに当たって、こどもにやさしい社会を全体で作っていく必要から、各施策の推進に当たっては、先ほど第12条の話もしたが多様な声をしっかり受けとめながら進めていくことが大切だと考えている。
- 4 努力義務ではあるが、理解を深めてほしいという趣旨であり、これらについては、早く取組が必要だという意味も含んでいるところである。
- 5 批判的な声があったり、井上委員からも問題意識があったが、思いを同じくするようなことがあるかもしれないが、具体的な施策にわたるお話と思うので、答弁は控えることが適切と思っている。
- 6 繰り返しになるが、スポーツ体験や運動体験は必要な趣旨であり、しっかりと規定はされていると思っている。国が策定した文部科学白書の中でも、スポーツは生活文化体験の活動に含まれると整理をされており、しっかり読み込みができると考えている。
- 7 意見交換は行っている。
- 8 そういった状況は解消されるべきというか、適切な知識を習得していただきたいという趣旨であり、誤情報とかというのは、本来伝えられるべきではないと考えている。